

京都大学大学院文学研究科規程等の一部を改正する規程

(平成十六年達示第百十一号)

- 第一条 京都大学大学院文学研究科規程(昭和二十八年達示第六号)の一部を次のように改正する。
 - 第一条中「本研究科に次に掲げる専攻を置く」を「本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする」に改める。
 - 第二条から第五条までの規定中「研究科会議」を「研究科教授会」に改める。
 - 第六条及び第七条中「教官」を「教員」に改める。
 - 第八条及び第九条中「研究科会議」を「研究科教授会」に改める。
 - 第十一条中「研究科会議」を「修士論文にあつては研究科教授会、博士論文にあつては研究科会議(以下「研究科教授会等」という。)」に改める。
 - 第十二条及び第十三条中「研究科会議」を「研究科教授会等」に改める。
 - 第十七条及び第十八条中「研究科会議」を「研究科教授会」に改める。
- 第二条 京都大学大学院教育学研究科規程(昭和二十八年達示第七号)の一部を次のように改正する。
 - 第一条中「本研究科に次に掲げる専攻を置く」を「本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする」に改める。
 - 第六条及び第七条中「教官」を「教員」に改める。
- 第三条 京都大学大学院経済学研究科規程(昭和二十八年達示第九号)の一部を次のように改正する。
 - 第一条を次のように改める。
 - 第一条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。
- 第一条 本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする。
 - 経済システム分析専攻
 - 経済動態分析専攻
 - 現代経済学専攻
 - ビジネス科学専攻
- 第四条 京都大学大学院理学研究科規程(昭和二十八年達示第十号)の一部を次のように改正する。
 - 第一条中「本研究科に次に掲げる専攻を置く」を「本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする」に改める。
 - 第六条及び第七条中「教官」を「教員」に改める。
- 第五条 京都大学大学院医学研究科規程(昭和三十年達示第十七号)の一部を次のように改正する。
 - 第一条中「本研究科に次に掲げる専攻を置く」を「本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする」に改める。
 - 第六条及び第八条中「教官」を「教員」に改める。
- 第六条 京都大学大学院薬学研究科規程(昭和二十八年達示第十一号)の一部を次のように改正する。
 - 第一条中「本研究科に次に掲げる専攻を置く」を「本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする」に改める。
 - 第六条及び第八条中「教官」を「教員」に改める。
- 第七条 京都大学大学院工学研究科規程(昭和二十八年達示第十二号)の一部を次のように改正する。
 - 第一条中「本研究科に次に掲げる専攻を置く」を「本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする」に改める。
 - 第二条第一項中「工学研究科会議(以下「研究科会議」という。)」を「教授会」に改め、同条第二項中「研究科会議」を「教授会」に改める。
 - 第三条、第四条及び第六条中「研究科会議」を「教授会」に改める。
 - 第七條中「教官」を「教員」に改める。
 - 第八条、第九条及び第十一条中「研究科会議」を「教授会」に改める。
 - 第十二條中「研究科会議」を「教授会」に、「教官」を「教員」に改める。
 - 第十三條から第十六條までの規定中「研究科会議」を「教授会」に改める。
- 第八条 京都大学大学院農学研究科規程(昭和二十八年達示第十三号)の一部を次のように改正する。
 - 第一条中「本研究科に次に掲げる専攻を置く」を「本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする」に改める。
 - 第六条から第八条までの規定中「教官」を「教員」に改める。
- 第九条 京都大学大学院人間・環境学研究科規程(平成三年達示第十七号)の一部を次のように改正する。
 - 第一条中「本研究科に次に掲げる専攻を置く」を「本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする」に改める。

- 第六条及び第七条中「教官」を「教員」に改める。
- 第十条 京都大学大学院エネルギー科学研究科規程（平成八年達示第十五号）の一部を次のように改正する。
- 第一条中「本研究科に次に掲げる専攻を置く」を「本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする」に改める。
- 第二条第一項中「エネルギー科学研究科会議（以下「研究科会議」という。）を「教授会」に改め、同条第二項中「研究科会議」を「教授会」に改める。
- 第三条から第五条までの規定中「研究科会議」を「教授会」に改める。
- 第六条及び第七条中「教官」を「教員」に改める。
- 第八条、第九条及び第十一条から第十七条までの規定中「研究科会議」を「教授会」に改める。
- 第十一条 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究科規程（平成十年達示第十一号）の一部を次のように改正する。
- 第一条中「本研究科に次に掲げる専攻を置く」を「本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする」に改める。
- 第六条及び第七条中「教官」を「教員」に改める。
- 第十二条 京都大学大学院情報科学研究科規程（平成十年達示第十三号）の一部を次のように改正する。
- 第一条中「本研究科に次に掲げる専攻を置く」を「本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする」に改める。
- 第六条及び第七条中「教官」を「教員」に改める。
- 第十三条 京都大学大学院生命科学科学研究科規程（平成十一年達示第三号）の一部を次のように改正する。
- 第一条中「本研究科に次に掲げる専攻を置く」を「本研究科の専攻は、次に掲げるとおりとする」に改める。
- 第六条及び第七条中「教官」を「教員」に改める。
- 第十四条 京都大学大学院地球環境学舎規程（平成十四年達示第三号）の一部を次のように改正する。
- 第一条中「本学舎に次に掲げる専攻を置く」を「本学舎の専攻は、次に掲げるとおりとする」に改める。
- 第六条及び第七条中「教官」を「教員」に改める。
- 第十五条 京都大学総合人間学部規程（平成四年達示第二十五号）の一部を次のように改正する。
- 第一条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。
- 第一条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。
- 総合人間学部
- 第十一条中「教官」を「教員」に改める。
- 第十六条 京都大学文学部規程（昭和二十四年達示第二十六号）の一部を次のように改正する。
- 第一条を次のように改める。
- 第一条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。
- 人文学部
- 第十一条中「教官」を「教員」に改める。
- 第十七条 京都大学教育学部規程（昭和二十五年達示第十八号）の一部を次のように改正する。
- 第一条を次のように改める。
- 第一条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。
- 教育学部
- 教育科学科
- 第十一条中「教官」を「教員」に改める。
- 第十八条 京都大学経済学部規程（昭和二十四年達示第二十三号）の一部を次のように改正する。
- 第一条中「本学部に次の学科を置く」を「本学部の学科は、次に掲げるとおりとする」に改める。
- 第一条の二を削る。
- 第十九条 京都大学理学部規程（昭和二十五年達示第十号）の一部を次のように改正する。
- 第一条を次のように改める。
- 第一条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。
- 理学部
- 理学科
- 第六条第二項中「教官」を「教員」に改める。
- 第二十条 京都大学医学部規程（昭和二十九年達示第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「本学部に次の学科を置く」を「本学部の学科は、次に掲げるとおりとする」に改める。

第一条の二を削る。

第二十一条中「保健学科に次の専攻を置く」を「保健学科の専攻は、次に掲げるとおりとする」に改め、同条を第一条の二とする。

第二十一条 京都大学薬学部規程（昭和三十五年達示第九号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。

総合薬学科

第二十二條 京都大学工学部規程（昭和二十四年達示第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「本学部に次の学科を置く」を「本学部の学科は、次に掲げるとおりとする」に改める。

第一条の二を削る。

第八条及び第十条中「教官」を「教員」に改める。

第二十三條 京都大学農学部規程（昭和二十八年達示第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「本学部に次の学科を置く」を「本学部の学科は、次に掲げるとおりとする」に改める。

第一条の二を削る。

第十五條第二項中「教官」を「教員」に改める。

附則

この規程は、平成十六年七月三十日から施行し、平成十六年四月一日から適用する。